

瀬戸将棋文化振興協会規約

(名称)

第1条 本会は、瀬戸将棋文化振興協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を公益財団法人瀬戸市文化振興財団（瀬戸市文化センター内）におく。

(目的)

第3条 協会は、将棋を通じて伝統文化の継承と知識の普及向上を図るとともに、地元棋士の活躍を応援し、この将棋文化を市民の誇りの醸成やシティプロモーションに活かしていくことで、瀬戸市が市内外の人々に親しまれるまちとなることを目的とする。

(事業)

第4条 協会は前条の目的を達するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 将棋文化の普及啓発
- (2) 将棋イベントや交流会の開催
- (3) 将棋文化を通じた人材育成
- (4) 将棋文化に関する広報・宣伝
- (5) 地元棋士の応援
- (6) 日本将棋連盟支部の運営
- (7) 前各号の他、協会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 協会の会員は、次の各号に定める者とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同し入会した個人
 - (2) 賛助会員 協会の事業を賛助するために入会した団体
- 2 前項の賛助会員として入会した団体のうち1名は正会員となることができる。この場合、第7条に規定する正会員の会費は徴収しない。

(入会)

第6条 協会に入会しようとする者は、所定の申込書に第7条各号に定める年会費を添えて、会長の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 年会費は、次に定めるとおりとする。

(1) 正会員は、5,000円とする。ただし、女性および学生は3,000円とする。

(2) 賛助会員は、1口10,000円以上とする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 協会の規約に違反若しくは協会の名誉を著しく傷つけ、役員会で不相当と認められたとき。

(3) 会費を2年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 協会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

理事 若干名

監事 2名

(役員を選任)

第10条 会長は、役員会において役員の中から互選し、総会で承認する。

2 副会長、理事及び監事は、会長が推挙し、総会の承認を得て会長が任命する。

3 副会長、理事及び監事に欠員が生じた場合は、会長が推挙し、役員会の承認を得て会長が任命する。

4 協会の設立時においては、発起人会で役員を選出し、設立総会において承認を得ることができるものとする。

(役員職務)

第11条 会長は、協会を代表し、会務を総括し、総会および役員会を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他やむを得ない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 理事は、協会の円滑な運営に努める。

4 監査は、協会の経理及び事業の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第13条 協会に顧問を置くことができる。

(会議)

第14条 協会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第15条 総会は、正会員をもって構成し、本規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 規約に関すること。

(2) 事業計画及び収支予算に関すること。

(3) 事業報告及び収支決算に関すること。

(4) その他、役員会が必要と認める事項に関すること。

2 総会は、毎年1回、会長の招集の下で開催する。なお、必要に応じて臨時総会を開催できるものとする。

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

4 総会は、委任状を含めた会員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

5 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第16条 役員会は、総会に付議する事項及び協会の運営に関する事項を審議、決定する。

2 役員会は、第9条の役員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

3 役員会は、構成する役員の過半数以上の出席をもって成立する。

(専門委員会)

第17条 協会に、事業の円滑な遂行を図るため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長が委嘱する者で構成する。

(日本将棋連盟支部)

第18条 協会は、公益社団法人日本将棋連盟支部規程に定める支部として活動する。

2 支部には、支部長及び副支部長を置く。

3 支部長は、会長が兼ね、副支部長は副会長が兼ねる。

(会計)

第19条 協会の運営費は、会費並びに事業収入、負担金、寄付金、協賛金、その他の収入をもって充てる。

2 協会の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収入支出をすることができる。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協会に関し必要な事項は会長が役員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成30年8月4日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和元年6月8日から施行する。

2 第19条の規定にかかわらず、令和元年度の会計年度は平成31年4月1日から令和2年6月30日までとする。